

第三十回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第二号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君
理事 龜山 孝一君 理事 篠田 彌三君
理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君
理事 吉田 重延君 理事 中井 徳次郎君
理事 門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君
飯塚 定輔君 金子 岩三君
田中 榮一君 高橋 英吉君
津島 文治君 富田 健治君
野原 正勝君 山崎 巖君
久保田 豊君 佐野 憲治君
阪上 安太郎君 北條 秀一君

出席政府委員
自治政務次官 黒金 泰美君
総理府事務官 奥野 誠亮君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
委員外の出席者
大蔵事務官 相澤 英之君
専門員 圓地 與四松君

十二月十八日

委員太田一夫君辞任につき、その補欠として久保田豊君が議長の名目で委員に選任された。

同日
委員久保田豊君辞任につき、その補欠として太田一夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律案
(内閣提出第五号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから順次これを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 今年度の七月、八月及び九月の風水害による被害は相当甚大でありまして、公共施設にかかる被害だけを見ても、約七百五十億に上るといわれておるのでありますが、この被害が特に同地的に集約しております。関係上、相当地方財政に對しても大きな影響を及ぼしておると思つてござい

ますが、これが地方財政に及ぼした影響の概況、並びに今回提案された特例でございまして、まことに時宜を得たものと存するのでございます。これ以外にも種々の手をもってこの財政運営を助けることと思つてござい

ますが、これらの概要について一通り御説明を承わりたい。

○奥野政府委員 御指摘の通り、私たちは昭和二十八年に次ぐ大きな被害をもたらしおると考えておるわけでござい

ます。被害報告額が七百五十億円をこえているわけでございします。査定

が完了いたしませんと確定的なことが言えないわけでありまして、大

体補助災害の部分につきましては、地元負担が百四、五十億円に上つてお

る。この点につきましては、さきの国会で補正予算の措置が講ぜられたわけ

でございます。今年度行われま

す補助事業、これに伴います地方負担額が三十二億四千万に上つてお

ります。この部分につきましては、若干地元受益者負担金を徴するものもあるわけ

でございます。三十億程度を予定すればよろしいのじゃないか、か

ように、昨日御報告申し上げました額地方債を起していき、こ

ういふことで、一昨日御報告申し上げましたように、地方債のワ

クを上げるというわけでござい

ます。また単独災害の復旧事業費は公共査定額の一六・四

割といたしまして、その部分が五十五億円前後になるの

じゃないかと考へてお

います。なお、そのほかに同地的に激しい被害を蒙つたことに

もかんがみまして、現在提案して

おります法律に基きまして、歳入欠陥等のための財源補てんを考へて

いるわけであります。その部分で五億程度を

予定したり、あるいは災害対策に二億程度

のものを予定いたしましたりして

おりますので、今申し上げましたよう

に、被害あるいはこれに對します対策として、大府県、市町村の財政運

営はやつていけるのじゃないかとい

うに存じておるわけでございます。そのほかに、一昨日も申し上げ

ましたに、国におきましては、ものによりまして国庫負担率を引き上げる

措置がとられておるはずであります。また地方交付税の配分に

当りまして、特別交付税による補てん措置なども考へること

にいたしておるわけであり

ます。

○渡海委員 ただいまの御説明によりますと、本特例で予定する起債は、

この赤字補てんの分が大体五億、それから災害対策の分として二億、合計七

億、こう解してよいのですか。

○奥野政府委員 現在提案して

おります法律に基きまして強化いた

しております地方債の五億円でござ

います。そのうち、第一条の一号に該

当します歳入欠陥補てんの部分を三億

程度、二号に該当します災害救助対

策の費用を二億、こう推定いたして

いるわけでございします。

○奥野政府委員 御指摘の通りで

ございます。

○渡海委員 大体昭和二十八年の

災害のときには、これらの農地の小規模災害に對しましては補助率の限度が引き

下げられるというふうな措置が行

われたのでございしますが、このた

びの災害に

對

し

て

は

な

い

おきまして補助率の限度を引き下げるといふことを当然行へべきじやないかと考へるのではありませんが、いかがでありますか。またこのたびのたゞいま言われました閣議決定は、これを行わないから起債で行うというふうに変更されたものかと思ふのでありますが、この間のいきさつについて御説明を賜りたいと思ひます。

○農野政府委員 お話のように補助限度額を引き下げるといふことは、問題になつたわけでございますが、二十八年の災害の際には、農地に例をとりますと、一件当り十万円をこえる部分について五割の補助金、さらに農家一戸当りの被害額が大きくなりましてその補助率を引き上げる、こういたしてゐるわけでありましたが、限度額を引き下げると同時に国の補助率も引き上げるといふ措置がとられました。今回は、結果について先に申し上げますと、被害の激しい部分については補助率を農地につきましてさらに引き上げる措置がとられたわけでございますが、十万円以下の部分については限度額を引き下げるといふ法律改正は行われなかつたわけでありまして、この部分をどうするかといふことで紛糾したのであります。引き下げるとした場合には、一件々々の査定が非常に困難だ、また補助金適正化法の問題もあるのですから複雑になつてくる。しかしこれを放擲できないじやないかといふようなことから、大へん問題になつたわけでございます。そこでさしあたり限度額を引き下げた場合には補助金が出るわけだから、その部分については地方債を認めてもらいたい、残りの農家負担に属する部分については農林漁業金融公庫の

方から融資をする、こういう問題が起つてきたわけでありまして、その際に補助金相当分について、地方債をして、残りの個人負担に属するものについて市町村が工事を行うといふことになつて参りますと、あとでなかなか受益者負担金を徴収できないという問題も起つてきて、市町村の財政にも響いてくる。しかもそういう措置を特に農地についてだけとるとした場合に、中小企業や水産業者などの施設についても同様な措置をとれという要求が起つてきて、市町村としては問題をまとめるに、こゝろ話があつたところから、個人負担に属する分については市町村に迷惑をかけない、そういう意味で農林漁業金融公庫の方から確実に融資をするのだという話が出て参つた。それから補助金にかゝる市町村債であるから、それはそれなりに国の方で元利補給をする、国からの元利補給を前提にして小規模の農地災害の復旧事業についても市町村で行うということにして地方債を認めることにしたい、こゝろいうふうな態度を自治庁としては、こゝろたつたわけでありまして、ところが、大蔵省側から元利補給につきまして異論が出て参つたわけでございます。もし元利補給が行われなければ地方債を認めるわけに参らない、こゝろいうようなことを私どもとしても主張してきつたわけでありまして、その結果、先ほどお話になりましたような閣議決定が行われたわけでございます。農地の小規模災害の復旧事業に関する地方債を認める、この原則がまず定められたわけでありまして、同時にまた、この地方債の元利償還金については国においてその財源を保障する、こゝろいうことも

定められたわけでありまして、ところが、私たちは国においてその財源を保障するといふことは、今まで申し上げて参りました考え方からも明らかであります。よつて、国がその部分について元利補給をするのだ、こゝろ考へていたわけでありまして、ところが大蔵省側では、財源保障をするのは三十四年度以降の地方財政需要額を計算する場合に全体としての財政需要額に入れる、入れればまた同時に地方交付税で基準財政需要額の中にその地方債の元利償還額を算入していく道があるじやないか、それで解決できるじやないか、こゝろいうことを言つてゐるわけでありまして、従ひまして、国においてその財源を保障する具体的方法につきましては、なお政府部内で話がついていないといふような状態にあるわけでございます。自治庁としては、財政負担の筋道として、農地は個人の所有に属するものでありますので、その復旧については個人が責任を負ふ。しかし被害が激しい場合には国で援助をする、こゝろいう道がつけられてゐるわけでありまして、言いかえれば、農地復旧については援助する場合に国庫補助金というものが予定されてゐるわけでありまして、地方債をつけますのは国庫補助金にかゝる地方債だと考へてゐるわけでありまして、どちらの負担に属するかといふことになつて参りますと、国の支出に属するものだ。これを交付税で見るといふことは、本来市町村の負担に属するものについて地方交付税でめんどろを見ていく、これはよくわかるわけでありまして、しかし、国の負担にかゝるものを地方交付税で負担するといふことになつて参りますと、将来の財政負

担の筋道を間違えていくことになるのじやないか、こゝろ心配をするわけでありまして、金高の問題ではございませんで、財政の筋を通していかないと、将来どこで負担するかといふことがわけがわからなくなつてくる。そのとき、そのときの便宜措置でやられてしまふことになるのじやないか、こゝろいうことを心配してゐるものでありますから、私たちは、補助金にかゝる地方債はぜひ別途に、元利償還金については国において元利補給の措置をとつてもいい、こゝろいう主張をいたして参つてきておるわけでありまして、

○渡海委員 ただいまのいきさつによつて大体了承したのでございますが、この提案されております特例の法案の中には、ただいま言われたような小災害の部分に対するものは全然出ていないのであります。その点まだ大蔵当局と自治庁当局の間に懸隔があつたといふことも、ただいまの答弁によりましてよくわかりましたので、この際大蔵当局を呼んで聞いてみたい、かように考へるのでありますが、委員長に御意を伺ひたいと思ひますが、

○鈴木委員長 ただいま参議院で答弁中で、からだがあき次第こちらに見えらるることになつておりますから、御了承願ひます。

○渡海委員 大蔵当局が参りましたら再度この点についてお尋ねいたしたいと思ひますが、その間、なお自治庁にいま少しお尋ねいたしておきたいと思ひるのであります。

それは閣議決定事項にある小災害のことにつきまして、本特例の中に全然出てきていないのでございますが、こ

の点は閣議決定通りに財政法の第五条に基いて小災害についても救済される、起債を出されるというお氣持であるかどうかという点を確かめておきたいと思ひます。

○農野政府委員 本来農地復旧は農地の所有者が行ふものだと思います。しかしそれをまとめて市町村がかわつて行ひます場合には、やはり地方財政法の第五条で地方債を許可しようと思へば許可できるもの、こゝろ思つております。市町村で行う災害復旧事業費といふことで組んでいくわけでありまして、従ひまして、こゝろいうことで市町村から起債の申請をして参ります場合には許可をいたしたい。また許可できますよつて一応その地方債の資金も用意いたしておるわけでありまして、問題は、その筋道が明確になりませんと、市町村としても、どのようなやり方をするかといふことについて多少踏み切りがつきにくいといふ事態が生ずるのではないかとこゝろは心配をいたして参ります。

○渡海委員 ただいまの御答弁によりまして、農地の小災害に対しまして閣議決定案通り起債を認められる方針であるといふことは了解したのでございますが、先ほども御答弁が参りました通りこの起債を許す根本方針は、本年度の災害は補助率の引き上げといふことが行われたのですから、当然これに伴ふべき措置として、災害の限度を引き下げるといふ措置を行ふべきであつたが、事務的な関係、検査の関係その他において困難が伴うために、それにかゝるものとしてこの農地小災害を許可される方針である、こゝろ考へてよろしうございしますか。

○奥野政府委員 その通りでございますが、その場合でも、先ほども申し上げましたように、補助金にかわる地方債だということが明確にならなければ地方債は許可すべきでない。私たちとしてはこういう考え方でおります。また閣議決定も、私たちがその趣旨で行われておると思っております。なおこれにつきましては政府部内で異論があるわけでありまして、まだ十分まとまっていらないわけであります。

○渡海委員 この点につきましては、大蔵当局が参りましたらよくお尋ねしてみたいと思っておりますが、閣議決定には右の地方債の元利償還については国においてその財源を保障する、こういうことになっておるのであります。この保障の仕方につきましては特例法に出てくるべきが当然だとわれわれは考えておるのであります。出てきていないところに、まだ政府部内において意見の一致を見えない点があるからそうなのではないか、かように思うのであります。国が当然保障するといふ以上は、地方交付税等において見られるというところは根本的に間違いない。私たちにはかように思っております。この点御答弁もござい

ました。単独災害債を国において基準財政需要額の中に入れられます額は二・五％になっておると思ひます。補助災害が九五％、それから緩慢災害が六〇％、そういう率が定められておるのでございますが、この率を引き上げることによつて保障することになるのだというふうな意見を大蔵省当局は言つておると聞いておりますが、そうならぬならば、単独災害債は、単

にこの問題に限らず、ほかの単独災害債に対しても補助率を上げなければならぬ、基準財政需要額に入れるものを上げなければならぬという問題が起つてくると思ひますが、単独災害債を二・五％に、ほかの災害債と比べて基準財政需要額に繰り入れる基準を下げておられるのは、おのずから理由があることでありまして、これらは簡単に引き上げられるようなものではないと考へておるのであります。この点に對する御見解を承わりたいと思ひます。

○奥野政府委員 第一に私たちは、本来府県なり市町村なりの負担に属するもの、そういうものについて府県や市町村が財源に不足を生ずる、その場合に不足額は地方交付税によるものだ、こう思つております。従つて基準財政需要額といふものは元来市町村の負担に属するものについての保障の問題であり、国において保障するといふよりな筋合いのものではない、こういう考へ方を第一に持つております。

第二に、単独災害復旧事業につきましては、単独災害復旧事業でありまして、あと限り一般財源でまかないまして、また災害を予定いたしました積立金等を平素から用意をする。災害が起りましたも財政が混乱に陥らないように、それぞれの団体が平素から慎重な態度で臨んで参つてきておるわけであり、その場合に、起債をたまたま認められた、あるいは一般財源であつた、そのうちのたまたま起債の認められた部分だけを大量に保障して、いふことになり、非常に不公平になつて参ります。のみならず、単独災害復旧事業につきましては、公

共災害復旧事業のように国が実地に査定をいたしたわけでもない、定めたまま地方団体の希望する額に基きまして、またその間に相当の改良工事が行われ、必ずしも厳格な原形復旧でなければならぬというふうな態度もつていないわけでもない、そういうふうなことから考へまして、公共災害復旧事業の場合と取扱ひを別にいたして参つておるわけでございます。

○龜山委員 ただいま渡海委員と奥野財政局長との間にいろいろ質疑がありました。この際は政務次官にちよつと伺ひたいと思つたので、どうも原案のままであります。ば、今まで論議されました小規模農地の災害問題の地方債については、元利の保障という問題は地方交付税によるざるを得ぬやうな案だと思つたので、それは今の質疑でも明らかになりました、どうもわれわれに落ちない。これを地方交付税でいふことは納得でない。当然これは地方交付税以外の国庫の支出によつてこの元利を補給すべきものだと思うのですが、その点について政務次官の御見解をこの際ちよつとお伺ひしておきたい。

○黒金政府委員 ただいま龜山先生からお話がありましたように、本来国が補助をするかしないか、この程度のことろまで大きな災害のときには、一般よりも範囲を広めて補助するかどうかというところが一番の根本の問題であります。しなげればしない、するならば、ただ補助をいたしたす際に、先ほど局長からもお話し申し上げた通り、いろいろ技術的な点で補助がむずかしいものでありますから、

これを起債の方で一応立てかえておいて、立てかえた分を補助と同じようにあとから返します、これが一番筋の通りなことで、今お話しした通りに、交付税で見ますことは、かりに額が全部補てんされたといひましたし、でも、やはり地方負担区分を乱るおそれがあると思ひます。率直に申し上げまして、私どもが主張しておることが正しいと信じておるのであります。いまだに政府部内をまとめることもできず、まことに恐縮に存じますが、なお万全の努力を続ける決意でございます。

○龜山委員 ただいま黒金政務次官から明快な御答弁を得まして、まことにわれわれ満足いたします。が、小規模農地の災害の問題については、先ほど渡海委員から述べられましたように、二十八年度は補助限度を引き下げて、今度はそのかわりに地方債で認める。これは二十八年度の補助限度の引き下げといふものがいろいろの弊害を伴つて、その実あまり行きわたらなかつたという実情があつたやうにも聞いております。今後はやはり災害の発生について、小規模農地についてはおそろしく、この問題が起つてくると思つた。この際、これを交付税でまかなうといふやうな方式を立てれば、私はゆゆしき問題だと思つた。従つて、われわれとしてはやはりはつきりと、この分については交付税によらざる国庫で補給すべきものである、かように確信をいたしております。社会の方のお考えもあるやうですから、これに対して修正するかも知れぬといふ場合に、政務次官はどうお考えになりますか、修正を希望されますか。

○黒金政府委員 非常に率直な御質問でありまして、率直にお答え申し上げます。が、われわれといたしましては、当初主張しておりましたことなので、まことにありがたい御修正だと思ひます。ただ、私どもも政府部内の一員でございますから、大蔵省とも一応は相談いたしました上で政府の態度をきめたいと存じます。

○渡海委員 自治庁当局にも一つだけ聞いておきたいのであります。今問題になつておられます農地並びに農業施設に対する小規模災害復旧事業の決定の中には、公共土木施設の災害復旧事業の起債については被害甚大なる地域にある地方公共団体に対しては、次年度以降においても、財政状態を勘案してあと限り全額起債を考慮する。こういうことを備考としてつけ加へられておると聞いておるのであります。が、当然この農地関係におきまして、こういうふうなことが考えられるのじやなかつたかと思ひますので、同様の趣旨で配慮される予定でございますかどうかお聞きいたしたい。

○奥野政府委員 農地の災害復旧事業で一件当り三万円をこえ十万円までの部分、その部分を二億四千万と予定しているわけでございます。農地のこの種の災害復旧事業については十億円以上しか補助対象にならないわけでございますが、補助率は五〇％であり、従ひまして二億円の五〇％の一億円を地方債として予定しております。残りの部分につきましては、農林漁業金融公庫から個人なり農業協同組合なりに融資される、そしてそれを通じて事業を行います市町村に受益者負担金

として納付される。地方債の一億円と農林漁業金融公庫を通じて融資されて参ります。一億円を合せまして二億円の金で農地の小規模災害復旧事業を市町村がやって参る、こういうことを予定しております。

農業用施設の小規模災害三万円ないし十万円のもの五億円余りと予定しております。これが一件当り十万円をこえた部分につきましては六五%の補助金が交付されます。従いまして六五%に当りますところの約三億四千万、この部分を地方債として予定しているわけでありまして、残りの部分についてはやはり農林漁業金融公庫等からの融資が行われる、こう考えているわけでございます。従いまして両方合せますと四億四千万、こういうことになって参るわけでございます。

なお公共土木施設災害復旧事業費の地方負担分についての起債は、現年度分は一〇〇%充当する。過年度分になりますと、できる限り一般財源を充当してもらいたいという関係から、充当率を引き下げていくわけでございますけれども、御指摘のように集中的被害の起つた地域につきましては、可及的にその充当率を引き上げて参りたいと考えているわけでございます。

小規模農地、農業用施設の災害復旧事業については、今申し上げましたような趣旨で地方債を認めていくわけでございますので、集中的に起つていながら、本来個人の負担に属するものにつきましてこの地方債充当率を引き上げるというふうな考え方は持つていないわけでありまして、五〇%ないし六五%に相当する部分について地方債を認めていきたい、かような考え方をい

たしているわけでございます。ただ地方団体の所有に属しまして、本来地方団体が負担していかなければならぬような農業関係の施設があるといったしますれば、その部分につきましては、地方団体の負担の程度に応じて十分な起債を考えていかなければならぬであろうというふうには思っております。

◎渡海委員 相澤主計官にお聞きしたいのでございますが、このたびの災害は大体公共施設の災害で七百五十億、かように見積られてはいるらしいのでございまして、しかし、その災害の性質をなげますと、災害が局地的に集中したというのをいわれているのでございまして、これに対する対策を立てなければいけない、かように思っていますので、そのために先般十一月四日の閣議でこれらの小災害に対する決定が行われた、かように考えているわけでございます。ところが昭和二十八年年度におきましては、災害の額も大きかった関係から、農地の小災害というのに対しては、補助率の引き上げを行行と同時に、補助率も引き下げられた。このたびはこの補助率の引き下げが行われず、補助率の引き上げだけが行われたのですが、これは先般の二十八年の、補助率を引き上げても、その事務的な手続その他において困難性が伴ったために、その実をあげることができなかったために、これにかわるものとして、十一月四日の閣議決定の行われたような起債を認める。こういうふうな決定がなされたのではなからうか、かように考えるのでございまして、国の援助がされるのが当然である、かように考えての処置をとられたものでは

なからうかと思っております。そのために、閣議決定におきまして、これらの地方債の元利償還については国においてその財源を保障する。こういうふうな考えをおるのではないかと考へるのですが、この点について大蔵省の御見解はいかがですか。

◎相澤説明員 農地の小災害の起債及びこれに対する元利補給の問題についての大蔵省の見解いかんという御質問でございますが、従来農地につきましては起債がどうなつていたかと申しますと、それが一件の金額十万円以上で補助対象になつております場合の地方負担、それからそれ未満の金額で市町村の単独事業として取り上げられている場合の地方の負担、それに対する起債は、これは起債の協議方針の上から参りますと、原則としてしほつております。その表現は、これは農地とは書いておりませんが、「私有財産の改良または復旧に関する事業に対しては、受益者負担金を考慮し、起債を財源とする」というのが適当でないと認められるものについて、起債を許可しないものとします。これは昭和三十三年地方債に関する許可実施細目にさういふことがうたわれておるのでございまして、同様の趣旨の規定は、三十一年度でもあつたと思ひますが、以降入つておるわけでありまして、それ以前はさういふ縛りがございせん。そこで農地も私有財産といたしまして、その改良または復旧に関する事業については、ここに書かれております通り受益者負担金を考慮し、起債を財源とすることが適当でないと認められるものについては起債を許可しない。しかしながら、市町村がこれを取り上げて、市町

村の災害復旧事業として行ひ場合も、全然これは否定しているというものではないのでありまして、現に私どもの直接取り扱つております理財局の地方資金課の調べによりますと、三十二年度におきまして、農地の災害復旧事業に関する地方債の承認額は二百五十四億四千六百十万円に及んでおります。このうち過年度災害の補助が百四十三億の二億九千九百六十万円、現年度災害の補助事業が四十五億一億一千七百六十万円、それから現年度の単独事業といたしまして十七億二千八百九十万円という起債を認めております。そこで、農地の災害復旧を市町村として取り上げることがむしろ例外的でございまして、しかしながら、その災害の程度とかあるいは態様によりまして、市町村がこれを自分の事業としてやるということはある得ることでありまして、まあ同じ私有財産と申しまして、農地に關しましては、現に国もその災害復旧の場合について、一件十万円以上のものは補助をする。普通の商工業者の災害と違ひまして、この方は施設その他については全然さういふ手当をしておりませんけれども、農地の方は政策上の観点から、従来ともさういふ国の手当て取り上げること、これはやむを得ないのじゃないか、差しつかえないのじゃないか、さういふ観点からさういふ地方債も認められておつたのであります。

そこで今回の閣議決定の趣旨は、従つて私どももいたしましては、従来全然認めていない農地の災害復旧に關して地方債を認めるという趣旨ではな

くて、さういふ例外的に認めるという従来の立場ではなくて、原則として今年度に関しましては農地の災害復旧についての地方債を認めるのだ、こういうふうな解釈しているわけでございます。そこで、このような農地の災害復旧に關する地方債について、元利償還金がどのようになつていくかと申しますと、これは従来の他の単独事業に關する元利償還金と同じく、昭和三十三年度までは特別交付税において、昭和三十三年度以降は普通交付税においてその償還額の二八・五%を見ることになつております。昭和三十三年について申しますと、総理府令の第七十三号、地方団体に對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に關する総理府令の第六条におきまして、途中文章を少し省略しますが、「国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象によつて生じた河川、海岸、堤防、砂防施設、道路、都市計画事業による施設、港湾施設、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設その他の公共用施設及び公用施設の災害復旧事業にかかる経費」云々とありまして、「その財源に充てるために起した地方債」または「当該年度分の元利償還金」これにつきましては一円につき九十五銭の三割、すなわち二十八銭五厘を見ることがなつておるわけでありまして、そこで過去におきまして、農地の災害復旧事業にかか

る地方債として発行されたものにつきましては、その元利償還金の二八・五%がここにおいて見られておるわけでございますから、今年発行いたしました地方債につきましても、国として

の手当を厚くする必要があれば、その二八・五%の率を倍ないしそれ以上に引き上げることが考えられるのではなからうか、そういう手当によりまして、現に被害を受けた農地の災害復旧事業を施行しました地方団体については、その元利償還に必要な財源が保障されるのではないかと。こういった観点から私どもとしては、交付税の配分を通じてこの元利償還金の問題を処理すべきではないかというふうに考えております。現に公共土木等の補助を受けて行方災害復旧事業につきましては、その元利償還金の九五%を普通交付税の算定基礎に織り込んでおりますことは皆さん御承知の通りでございます。この補助事業の場合の九五%と単独事業の場合の二八・五%の開きが、すでに現在におきまして相当大き過ぎるという点についても批判があるものでありまして、この際これを引き上げることが、私どもとしては、極めて妥当な措置ではないかというふうに考えております。

○渡海委員 相澤さんから農地の起債のことにつきまして大体大蔵省の見解を明らかにしていただいたのでございしますが、私が尋ねましたのは、そうじゃなくて、閣議決定を出されたのは、その率の引き上げが行われた、従ってその補助限度額もこれと見合せて引き下げられるべきが当然ではなかったか。しかしながら、過去の実績に徴してそれが行われぬ、実際に行いにくいというふうな経験から、これを起債でまかなうというふうな便宜措置がとられた、それが閣議決定になって現われたのじゃないか、この点を聞いたので

す。この点に対するお答えを願いたい。

○相澤説明員 お話のような経緯があるいはあったかと存じますが、私の承知しております範囲におきましては、農地等の災害について補助の対象となる事業の限度を引き下げることについては、これはその事業の査定その他の点からいまして、農林省もあまり賛成しないというふうな経緯がありまして、ではどういうふうな手当するかという点になって、その起債の問題に及び、さらにまた元利補給をどうするかという問題に及んだのであります。そこで元利補給の点につきましては、ただいま私が申し上げました観点で、地方交付税において従来も処置しておるから、その手当の度合いを強めることによつて国としては対策がとれるのではないか。そこで閣議の決定におきまして、はつきりと元利補給という文字を使わずに、元利償還金については国において財源を保障するといったような非常に婉曲的な表現を使つておるのであります。しかしその実体は、交付税でその処置をするのだというふうに自治庁の御見解はどうか知りませんが、私どもとしてはそのようにならざるまづおつておるのだというふうに話を聞いておるわけでありまして。

○渡海委員 農林省等がこの前に行いましたように、補助率を引き上げるように、これに見合うところの限度額を下げなかつたというところは、事実においてこれが困難であるということに原因しておるのでありますが、困難であるというところは、補助限度率を下げなくて起債でいいのだという意味じゃないか、国の援助は行わなくちゃならぬのだが、実際に行いがたいから起債によろうとしたのであつて、このたびの起債というものは、当然私は補助限度率を下げるかわりとして行われたものである、かように解する方が当然ではないかと思つてございします。この前相澤主計官から、農地の災害復旧に對しまして、過去において起債で認めておる、こういうふうな御説明がございましたのですが、これは前の会議のときにいろいろ議論されました、相澤主計官もすでにこれは非常に例外的であつたということを認められたものであると思ひまして、私はここで云々申しませんが、ただこの点に對する今まで取り扱われた自治庁の見解をお聞きしておきたい。

○奥野政府委員 御指摘になりましたように、会合の席で明らかになつておるので渡海さんは御存じだと思ひますが、個人の所有に属しますものについて、その復旧事業を地方団体が行う場合でも、農地復旧については地方債を認めない建前をとつて参つておるわけでありまして、なおもし大蔵省が言われますように、地方債を認めてきているのなら、地方債を認めるのだという閣議決定をする必要はないと私は考えます。閣議決定をしたというところは、地方債を認めていないからわざわざ地方債を認めるのだという閣議決定をしたのだというふうに心得ておるのであります。

○渡海委員 農地に對する起債の問題につきましましてはこの程度でやめますが、ただいまの元利償還金の問題について、起債決定の閣議決定の文句を使われて、当然交付税においてまかなうことを予定しておるのだ、こういうふうな言われたのでございしますが、閣議決定の後段におきましては、国においてその財源を保障する、われわれは交付税はひもつきの財源でないと考えておる。これは地方財源であると考へておる。その場合に、国において財源を保障するといふものを、これを交付

てないといふことを認めたのじゃないかというお話がございましたので、若干その点について所見を申し上げますと、當時私は農地に對する正確な数字を実は聞いておらなかつたわけでありまして、その後、理財局の地方資金課を通じて調べた数字が先ほど申し上げたようなものでございまして、この数字は、農業用施設も含まれ、農地の災害復旧事業として報告があつた起債の額である。それから農地に關する地方債の起債を認めるということが、やはり新しい制度を打ち立てるものだという財政局長の答弁がございましたが、これは従来からの例外的な取扱いを原則的に認めるという点では確かにその実態が變つておるのであります。しかしながら、農地の災害復旧事業に關して、従来も地方債を認めることは地方財政法令で禁止してゐることはないのであります。その点は今回災害の起債の特例法を出します際に、農地の災害復旧事業を例外的に認めるという条文がないことをもつてしても明らかではないかというふうに考へております。

○渡海委員 農地に對する起債の問題につきましましてはこの程度でやめますが、ただいまの元利償還金の問題について、起債決定の閣議決定の文句を使われて、当然交付税においてまかなうことを予定しておるのだ、こういうふうな言われたのでございしますが、閣議決定の後段におきましては、国においてその財源を保障する、われわれは交付税はひもつきの財源でないと考え

税において見合ふということにいたしましたならば、私はこの閣議決定にあるところの、国においてその財源を保障するという言葉に当てはまらぬものだ、かように考えるものでございますが、いかがでございますか。

○相澤説明員 この閣議決定の字句をどうするかにつきましては、政府部内の問題でございますが、今申し上げるのは適當かどうか存じませんが、いろいろと経緯がございました。そこで私どもは、やはり地方交付税といえども、国から地方団体に財源調整の意味をもって交付される国庫の支出金であ

りまして、国からの財源付与であるというふうに考えておるわけでございます。そこでこの元利償還金については、国においてその財源を保障するということ、字句は、実はこの元利補給をするということを書くか書かないかといった経緯がありました末に落ちつきました文案で、このようになりましたこととでございます。私どもは、これは交付税で見るんだというふうに閣議決定としてきまつたと聞いておりますものから、そういうことを申し上げていくわけでございます。

○渡海委員 ただいまの交付税の性格については、私はそのような考え方で、は納得できない。これはあくまでも地方財源だ。従つてこれによつて保障するといふことは、一般経費に振り当てるべき他の市町村の団体の分をこへ持つていつて穴埋めしておる。他の市町村の犠牲においてこの災害復旧をやっているにすぎない、われわれはよく考えておるのでございますが、この点はあらためて聞きます。ただそれといった場合、不交付団体は、当然保障

するといいますが、交付税でやられる場合は基準財政需要額の中へ入れられるものと思いますが、不交付団体におきましては、全然国が保障をしないということになりましたならば——不交付団体でそういうふうな市町村がありましたら、当然市町村の議会において問題になる。個人の財産に町村が、そのことをたとえ起債でやるといえどもやるべきかどうかという問題になりまして、政府の意図しておるような復興ができないという現実が生じてこないかと思うのですが、この点についてどうお考えになりますか。

に、この地方債の元利償還金を基準財政需要額に織り込みましても、不交付税の団体については財源はいかないのでははないかというお話であります。その基準財政需要額に元利償還費の二八・五なり五七七なりのパーセンテージを織り込んで、なおかつ基準財政収支入額が上回るような団体については、これはほかの財政需要の場合も同じなことでありますけれども、国としては、その団体は財政的にやれると考えるまでを得ないから、それに対してあくまで財源付与を考えることはないんじゃないだろうかというような気持でおるわけでありまして。

○渡海委員 その場合は、ただいまも質問申しました通り、各市町村において個人の財産に市町村費をもつて、ほかに災害がいつておるのに、たとえ不交付団体といつてもあり余つた金でなかつたかといふこと、個人に財産にまでもさういふことをやり得るかどうかといふことは、非常に問題になる。これでは閣議決定で意図したような事業が行われない。

じゃないか、かように私たちは考えるのでございます。もう一度この点に対するお考えを……。

○相澤説明員 おつしやる通り、私有財産たる農地の災害復旧を市町村實をもつて負担することが適當かどうかと云ふことにつきましては、問題があるかどうかと思ひます。しかし、先ほど私が申し上げましたことを繰り返すようでありますが、農地につきましては、経済上また社会生活上持つ意味の重要性に顧みまして、従来とも国はいろいろな手厚い保護を加へておるわけでございます。災害復旧につきましても補助をす

りますが、やはりその主たる財源は一般の国民の負担する税金でございます。市町村が農地の災害復旧をやります場合は、やはり市町村税であるの税金が主たる財源になっておるのでございまして、一般の国民から徴収しました税金を財源といたしまして農地の災害復旧にこれを充当するということとは、国が補助金を出す場合も、市町村が単独事業で行う場合も、いずれも同じではないか。市町村税を財源とするのはおかしくて、国税を財源とするのは適当であるということも、ちょっと私どもはふいに落ちないというふうな考えではあるかと存じます。

○渡海委員　その点は私は見解を異にしておるのであります。国が農地の災害復旧を行いますのは、先ほど申しましたように、米価対策あるいは農業対策等、国として行わなければならぬ対策上行われるのであつて、これは国税でまかなわれるのは当然である。市町村の税金というものは、市町村行政を行ふために出されておるのであつて、これ

の他の商工業者あるいは漁業者に対する災害復旧等も当然これに見合うものとして、市町村の行政において行われるべきものである。現在の地方財政計画では、これらを行ふほどの計画は何ら出されていないという現状になりましたならば、農地だけ行ふというような問題は、市町村の財政の中におきましては、私は相当問題が残るものではないか、かように考えるのでございます。この点は見解を異にいたしますが、あえて問いません。

ただ、先ほど申されました中に、交

本務率の基準見政需要額の中に算入するとこのパーセンテージを引き上げたらどうか、それで保障できるのではないかとようなお話がございませうが、補助事業の場合の補助率と、緩慢災害の場合の補助率と、単独災害の場合の補助率との間のパーセンテージが違いますのは、おのずから理由があつて行われたものと思つてございします。ただいまこの点につきまして、自治庁当局の見解を聞いたのでございしますが、相澤さんの言われるような御意見では、この災害だけでなく、今まで出された単独災害の率も低いのでから全都変えてしまふ、こういう意味で言われたのでございしますか、それ

ともの場合に附議でどう決定に
たのだから、この災害だけを引上げ
よ、こういう意味で言われたのか。私
はこの災害の分を引上げるようなこ
とであったなれば、他の災害も当然引
き上げぬことにはつり合いがとれな
い。そうになりましたならばこれはゆゆ
しき問題だ、かように考えるのでござ
います、いかがでございますか。

○相澤清助議員 災害復旧事業につきましては、補助事業の場合は特に国から高率の補助負担金があり、たとえば三分の二の補助負担金がありますと、その三分の一は地方負担、地方負担については起債の充当率が百ないしそれに近い非常に高い率になっておる。しかもその元利償還金については九五%を交付税で保障するということになりますと、その災害補助の負担にかかる災害復旧事業でやりました市町村については九八・九%まで国からの財源付与によって事業ができるという形になるわけでございます。ところが単独事業

せん。起債の充当率につきましても、必ずしも補助事業の場合の起債の充当率まで達していない。その元利償還金については二八・五％しか認められない。そうしますと、片や補助負担を受けて執行する災害復旧事業については、市町村ないし地方団体は自己負担は一％か二％、ところが単独事業については六、七割も自己財源でやらなければならぬ。この開きは、考えてみてもあまり開き過ぎているのじやないか。やはりこれは、農地問題もいろいろな経緯がございますけれども、調整すべき点ではなからうかというふうに私どもは感じているわけでありませう。

需要額がふえるかと申しますと、現在災害復旧事業につきましての補助負担にかかると災害復旧事業の元利償還金で基準財政需要額に織り込んでおる額は、百億をたしかこえておつたと思ひます。そして推計でございますが、公共災害九十四億、三十三年度の普通交付税の算定に際しまして基準財政需要

額に繰り込まれております災害関係の需要は、公共災害の補助負担分は九十四億、それから機慢災害が四億、単独災害が約十五億でございます。従いまして、農地に限らずすべての単独事業につきまして、既往の分も含めて普通交付税算定における単位費用をかりに倍にいたしても十五、六億の問題ではないか。今申しました災害関係の基準財政需要の総額が百十四億三十三年度においてあつたことを考えますと、その割かそこの程度の増額にとどまるのじゃないかというふうに考えております。

○渡海委員 ただいま補助災害の分と単独災害の分とあまり開きがあるのじゃないかというお話がございましたが、私は、これは当然であると考えるのであります。といいますのは、補助災害の分は、市町村においてそれを行ふだけの力がない、だからその分は限度額を設けて国が援助する。単独災害の分は、当然そのような財源は普通の市町村財政の中で見ていく、従つて充当率も少いというところは、一般財源においてこれをやるのが普通なんだというふうに考えてやられております。そうしたならば、起債を手えたものだけを全額需要額で見て、結果的に国が保障するというふうなことになる。また、その間における不公平という姿が当然起るのじゃないか。また単独事業の場合における査定におきまして、いろいろ困難の点は伴ひましたし、とも、原形復旧そのものだけが行われるのではなくして、当然改良復旧、関連事業も行えるのじゃないか、こういうことも考えて二八・五％—二八・五％ということが果して妥当であるか

疑問があるとしても、ただいま相澤さんがお話しになつたような考え方は直ちには出てこない、かように考えておるのであります。この点に対する自治庁の見解をもう一度お尋ねしてきたいと思ひます。

○奥野政府委員 お話のように、私たちは、災害復旧事業でありまして、平素からそういう不時の際に備へて、財政面が円滑にいけるように財政調整積立金等の制度を活用して當つていくべきものだと考えております。そういう際に公共災害のような、一々実地について厳格な査定をして、そうして復旧事業費を算定するようなやり方をしない。むしろ起債でやるか一般財源でやるか、全く地方団体の選択にゆだねておるわけであります。しかも、ある程度改良復旧事業がありまして、厳格な原形復旧を要求いたしません、またすべきものでもないと思うのであります。弾力ある地方団体の運用でいくべきものだと考えてのであります。そういう意味におきまして、交付税で財源を保障するというところは、私は、地方団体の財政の健全な運営というところを考えた場合、非常な弊害を残していくという心配を多分に持つております。

○渡海委員 大体この点に対する大蔵省の見解はわかつたのですが、十一月四日の閣議決定は、今次災害に當つて当然妥當の御処置であると思ひますが、この法案の中には、この点についてのことが具体的に何ら規定してないというところは、この閣議決定の趣旨が実際にい行われていないという結果になるのではないか。従いまして、先ほど亀山委員が言われま

したように、当然この閣議決定に盛り入れた趣旨を実現するためには、この点に対する規定が本法律案の中に盛り込まれるのが当然である、かように確信をいたしますが、大蔵省の考え方をもう一ぺんお聞きしておきたいと思ひます。

○相澤説明員 私どももいたしましては、農地の災害の問題につきましては、他の単独災害復旧事業の場合と同じく、起債の手当をした先の処置をいたしましては、元利償還金を繰り込むという処置、そうしてその繰り込み方が現在の二八・五％は低いと思ひますけれども、これを上げるという処置をとることによつて対処することができるとは、先ほど申し上げておりました。○渡海委員 大蔵省の見解はわかりましたが、私は、それは閣議で決定された国が財源を保障するということが実行に移されたいと思ひます。というのは、先ほど申しましたように、最もはつきりしておるのは不交付団体であります。また元利償還金で基準財政需要額の中の率を引き上げると言われましても、一〇〇％にこれを引き上げるときは、ここに書いてある通り国が保障することになります。そうでありましたならば、他の機慢災害その他の率も考慮しなければならぬということになります。これは大きな問題じゃないか。しかも根本的に、交付税というものは地方財源であつて、ここに政府がいわれるような保障をするというところは、一種のごまかしであるにすぎないと思ひます。この法律案は当然修正さるべきものじゃないか、かように考えておりますので、その点だけを申し伝えま

て私の質問はこれで終らせていただきます。

○鈴木委員長 久保田豊君。

○久保田（豊）委員 ただいま公共並びに農地、農用施設の小災害の問題が問題になっておるのでありますが、今渡海さんの御質問で、大蔵省並びに自治庁の見解はほゞ明らかにいたしました。

しかし、これは要するに政府内部の意見の不統一であります。私も災害地の人間であります。私もおつつけられて法案がきまらない、それとして法案から抜かして行くというようなことでは困るのであります。この問題はよく御承知の通り、あの災害の際に岸首相みずから現地においでになりました。現地におきましては、私も立ち会いまして、町村長その他の前でこの点を確約されておるのであります。そのほか山口さんもおいでになつて確約をされておる。さらに予算委員会等において、私も質問いたしましたけれども、大蔵大臣も、この点については心配をかけないといつてはつきり確約されておる事項であります。その事項が、今この法案を出してある段階になつて政府内部の見解が不統一であり、そのために法案にその趣旨が全然盛り込まれておらないことでは困るわけでありま。しかも、従来の手野党の間の災害対策に対する話し合いの中でも、この点は手党の諸君も、政府と連絡をとつてはつきり約束されておる事項であります。それなるがゆゑに、私も満足ではありましたがゆゑに、私どもも不満足ではありましたがゆゑに、大体において手党の諸君を信頼いたしまして一応妥協をいたしたという経過がある問題であります。こういう点でありますので、自治庁、大蔵

省の見解がどうだというふうなことの

ために法案が成立しない、従つて今度の起債あるいは元利償還の措置が一つも決定しないということであつては実は困るわけでありま。特に現地の方では、非常にいろいろな災害が多いわけでありまして、これは単に伊豆だけの問題ではないと思ひます。最近のこの

問題ではないと思ひます。最近のこの水害等の状況をずっと見ますと、山の奥地ないしはこゝろところにおける小災害というのは非常に数が多いのであります。従つてこれらに対しては当然国は基本的に施策を講ずべきである。しかし、どうもいろいろ技術的な困難があるというので、こゝでは三十三年度限りということに従来の話し合ひがなつておるわけでありま。この点については早急に一つ措置をしていただきたいと思ひます。この点について自治庁次官の——法律技術上のいろいろな見解がどうであり、政府内部の見解がどうであり、われわれは困るわけを言われても、われわれは困るわけでありま。この点をいつまでにはつきりやつて——そういう意味においては法案の修正は当然されなければならぬ。ある意味においては政府の公約事項であります。その公約事項を、実施の段階になつて、政府内部の意見の統一がないから法案に盛り込まないでは困るわけでありま。従つて、はつきりこの点について見解を統一されて、これはもし政府でできなければ委員会でも修正するのを一つ認めていただく、この基本原則を、私ははつきり御確認をいた

点についてはどうでありますか。

○黒金政府委員 先ほど渡海委員から

の御質問にもお答え申した通り、私どももいたしましては、これは国が補助すべき事業である。それは今補助しない、とにかくただ起債でいいという事でありますから、当然元利補償をしていただく筋合いのものだと考えて主張をして参ったのでありますが、まことに説得力が弱くて、この法律が出来ますまで政府内部の意向をまとめることができませんでした。御審議の途中におきまして、政府内部、与党内の意見をまとめまして、私どもの意見に持ってこようという事で努力を続けております。率直に申し上げますが、きょうも実は与党内の政策審議会におきまして、結論が出さないうちに

せん。少くとも三十三年度災害につきましては、この措置をはっきりとていたがたいと思つておられます。従つてさっきのお話の点で与党並びに政府内部の意見の調整を早急にされて、委員会がこれを修正する場合に認めるという御意図と了解をしてよろしうございませうか。

○黒金政府委員 先ほどともう御

質問がありましたが、政府全体の意見をまとめなければお返事できないので、調整をやつておる途中でございますから申し上げかねるのであります。が、私見といたしましては、非常にありがたひ御修正だと考えております。

○久保田(豊)委員 自治庁としては、

政府内部においてははっきりその立場を固持していただきたいと思います。大蔵省側の意見のように、ごまかしであつちへふらりこつちへふらりやつたのでは困ります。

現地の事情を特に申し上げますが、本年度は、全体としての政府の予算措置が非常に少なかつたのであります。実際には農地の方については約三〇%くらいのものでありますけれども、農業施設については一八・五%程度しか事業費のワケはついておりません。その修正も今農林省を通じてやつておるわけでありまして、しかも、この小災害の問題が片づきませんので、実はそういう問題とひつからんで、現地の町村はどうにも処置がつかない、めどがつかないというのが今日の実情であります。借金をしてやうにも、その引き当てがないのですから、はつきりしない。めどがつかなくて困つておるといふのが今日の実情である。しかも、これらの問題は早く措置をしませ

んと、来年の六月なり何なりの植付ができません。今のような行き方では……。この点、どうかさういふ差し迫つた実情を勘案されまして、自治庁としては、私どもいろいろの関係の文書を拝見いたしまして、四日の閣議の内容も聞いておりますが、さういう意味で、その当時は与党の諸君もさういふ内容で調整ができないからがまをしてくれという事だから待つておつた。それを今日法案を出す段階において、調整がつかないから法案から落しましたといつたのでは、私は、政府としてまことに無責任過ぎると思ひます。どうか一つ私見でなくて、自治庁の責任者としてはっきりこの点を明確にして、一つ自治庁の見解でもつてまとめていただくと。しかもそれは長い時間を要しては困ります。ぜひ一つ委員会修正等の形におきましてはつきりこの点をまとめていただくと。さういふように一段と御努力をお願いしたいと思ひます。

災害の問題が、これによつて法文化されればこれらの起債も受けなければならぬという問題、そのほかの起債もたくさんあるわけでありまして、さういふ場合に、私はさういふとよくわからぬのであります。現地で一番心配しておるの、さういふものを全部まとめて百万円以上になつた場合に起債を認めるのか、一項目々々々について、その年度々々が百万円なければ認めないのか。この点が明らかにならぬので、現地としては起債の措置をどうしていいのかわからぬといふことを言つております。この点は自治庁の所管事項でありますから、はつきりいたすと思ひます。が、いろいろな小災害を全部まとめて起債を認めるのか、あるいはこれとこれとは一つにして、たとえば農地と農地を一括して百万円以上になれば認め、あるいは公共施設についてはさういふ点についてははつきり御説明をいただきたいと思ひます。

ループになりますか。それとも農地は農地で、十萬円以上の小災害はこれをひつくるめてやる、また公共施設についてもこれをひつくるめて百万円といふことなのか、この点の扱いはどうなるのですか。

○久保田(豊)委員 小規模の農地、農業

用施設の災害、これはひつくるめて一まとめにしたい、さう考えております。

○久保田(豊)委員 これはさういふ

であります。それは大規模のものをまとめて百万円ないといふわけですか。小規模のものはこれだけまとめて百万円以上といふのですか。

○久保田(豊)委員 私たちの考え方

は、小規模の農地、農業用施設の起債につきましては、元利全額の償還をすべきだといふ考え方を持つております。従つてそれは一まとめにしたい。あと補助金を受けたり行方仕事については、地方負担の関係があり、従つてそれについての起債はまたいろいろの指示があるだらうと思ひますが、農林関係は一括してまとめていきたい、さういふ考えでおるわけでありまして、さういふお答えの中にあります。が、起債については、現年度つまり本年度だけは認めるが、来年度は、これについてはある程度の規制を加える、さういふお話でありましたが、それはさういふ趣旨でしようか。なかなか現地の事情は非常に件数が多いわけでは。しかも現地は、たとえば私どもの方では一番大きな中伊豆町といふのは、十萬円以上の災害だけで約十億ある。町村でやらないければならぬものが九億幾らでござい

ます。それに公共を入れますと十三億

は今の段階ではつきかねるかもしれま

せん。少くとも三十三年度災害につ

きましては、この措置をはつきり

とては、この措置をはつきり

たいと思います。

○奥野政府委員　今年度分の普通交付税の決定は終わっているわけでありまして、その際に見込んでおりましての基準財政収入額、これが災害によつて予定通り確保できない。そこで減免額につきますとは、あるいは特別交付税、あるいは今提案しております法律によるもの

地方債といふようなことで、選管を口滑にやつてもらふ、こう考えておるわけでありまして、もとより災害諸施策の費用につきましては、地方債でやりくりをしてもらふ、そういう地方債につくましましては、将来元利償還額が基準財政需要額に一定部分加算されていくわけでありまして、財政収入が入ってきません限りは、それらの財源が補償されていくということになって参ります。来年度以降は、来年度の狀態において基準財政収入額を算定して参りますので、収入の減少して参りますものは、当然交付税の計算上、その姿において出て参るわけでありまして、交付税の交付額は当然増加していくことになって参るわけでございます。

○久保田(豊)委員　もう一点お聞きしますが、この政府案の第一条の二の方に「風水害に係る災害救助」云々というふうに、特に経費の膨張する面について起債を認める事業がある程度限定してあるわけです。ところが実際に一番出るのが、つまり公共その他の復旧事

業とそれに適関する仕事であります。が、これは事務費といいますが、正規でないわゆる農地そのものの事業の方に使うのではなくて、その事務をやるために相当大きなものが要るわけでありまゝ。今の事業費についても、事務費

が四割とありますね。それだけでは実際にしてもやり切れないだろうと思ひます。今はどうかといふと、こ

ういうことをみなやっております。町村ではしやうがありませんから、土木屋を臨時に頼むわけですね。そうしますと、これは飯を持って一日千五百円くらいはどうしてもとるのであります。それでなければなりません。そういうのを四人も五人もやっていたらなければならぬといふと、これだけの事務費ではとても足りないのです。それだけではとてい復旧事業ができません。またそのほかにもたくさん経費がいろいろかかるわけでありまして、そういうものはこの中に、「その他これに類する命令で定める災害対策に通常要する費用」といふはけた表現になつておりますが、この中に入りますか、入らないのですか。

○奥野政府委員 法律の第一条の第二号に列記をしておりますものは、そのほかに農産物対策の費用でありますとか、畜産対策の費用でありますとかいふような言葉を命令で書くようにいたしております。なおこれらに類する費用といふような表現も加えたいと思つております。そういう意味で、もし御指摘の点が農産対策に当るのだといふことであれば、これに入ると思ひます。そうでなしに、あるいは図面を引くために土木関係の技術者を雇つてきたのだ。ところが、それが一律四割の計算ではとてもまかなえないのだといふようなことではあります。起債の復旧事業費といふ言葉では当然読める費用じやなかろうか、こう思ひわけでございます。起債の額を決定する

場合の見方の問題に落ちてくるんじゃないだろうか、こう存するわけでありませう。

○久保田(豊)委員 これはいづれ命令でこの事項、事業対象をはつきりきめることだと思ひますが、その際、単に営農復旧のためにいろいろの町村としての事業をやらねばいかぬといふことではなくして、当面二、三年は、

そういうことよりは、今申しましたような公共ないしは農地、農業用施設等の復旧をやるための、いわゆる純粋の意味の事業費でない経費が非常にかかります。私どもは自分でやったことがありませんけれども、特に今度のような災害の場合は、町村は特殊な土木技術者をほとんど持つておらないわけでありまして、これを一時全部借り上げをして、そうして工事監督もやらなければいかぬ、何もやらなければいかぬといふことになりまして、そういう経費が非常に膨張すると思ひます。従つてそういうこともぜひ入れていただきたいと思ひますが、この点はどうか。

○奥野政府委員 お話の点で、どういふような具体的な方々をすればめんどろを見られるか、よくわかりませんが、また別個に具体的にお教えをいただいて検討して参りたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 もう一点。起債についての査定といふは、こゝろの点はどういふふうにおやりになるつもりですか。今まで私どもの聞いた点は、十万円以下の単独災害についての起債の一件々々についての査定は、中央としてはやらないといふふうなお話

です。やるにしても、抜き取り程度である程度やる。おまかせした県の方で大体やるというふうなお話でありませう。今言つたように、一件々々について必要な設計書なんといふことは、とてい件数が多いので、実際にこれを書く人がいないわけですね。それをやつておつたら大きな方の災害の方に手が回らぬといふのが実情であります。

従つて、これに府県に必要の簡便な措置をとるよう県の方へ私どもとして働きかけて、県もどうやらそういう措置をとり始めておるようでありませう。書類の点と、起債についての査定は、この点はどなんふうに扱われるおつもりか。これは非常に大きな問題で、これでも非常にやかましいことをいわれると、一村で多いところは小災害が千件以上もありますから、そういうのを一々めんどろくさい設計書を作らせていつたら、ほかの仕事が全部ストップしてしまふ状態になります。町村としては、こゝろの仕事をほかに回してやるというふうなことはできたものでもなし、おそろくそうはしないと思ひます。これらについての書類はどういふふうにするのか、また査定はどういふふうにするのか、お伺いいたしておきます。

○奥野政府委員 まだ公共災害の査定が確定したていではないのであります。確定し次第、これを基礎にして府県別に一定のワケを割り当てて、そのワケの中で市町村のワケを決定される。その場合には、御指摘になるように一件々々のこまかな査定の仕方をするには私ども不適当だと思ひます。国が府県に割り当てます方式に大体準じたような考

え方で行く方がよろしいんじゃないかと思つております。

○久保田(豊)委員 大蔵省に見解をお伺いいたしますが、今渡海さんとのやりとりをお聞きしましたが、どうも大蔵省の見解は、私どもとしては納得がいきません。これは交付税とは別途の財政措置をするのが当然だと思ひます。この問題の最初からの経緯から見ても、そうされるのが当然だと思ひます。実情にもまたその方が十分合ふと思ひます。特に大蔵大臣も、この前予算委員会等で質問をいたしたときは、非常に政治的な答弁で、心配するな、こゝろのことでした。なおその後佐藤さんや主税局長等も、国会ではなかつたけれども、会つてお話ししたときも、その点は大丈夫だから心配するなというお話であります。それが今の段階になつて、まだあなたの方で自治庁の見解の統一をされないといふことで法案にも盛り込まれない、あとどうなるかわからぬといふことでは、政府が、現地においても至るところにおいて約束してきたことが公約違反になるわけでありませう。いろいろこまかい御見解があると思ひますが、どうも私どもの聞いたのでは、自治庁の持つておる財源の中へこれを押し込んでしまふべきではないかといふふうな印象を受けざるを得ない。結果はおそろくそうなつてくるんではないかと思ひます。こまかい議論はやめさすけれども、ぜひこの点はもう一度考えて、あらためて政府の公約通り、これを早急に政府内部の意見を通し、してもらいたい。われわれの前で、それは自治庁の見解だ、私の方はこゝろの見解だと

言われても、それは政府内部の問題であつて、部内で問題を議論されればよい。こつちにはまとまつた結論を持つてきてもらひたい。そうでなければどうにもなりません。至るところで総理も現地においてはつきり確約をされ、山口國務相も現地においては町村長を前にはつきり確約され、国会の予算委員会においても確約をされた事項が、この法案に盛り込まれない。そんな無責任な行政のやり方はないと思ひます。ぜひ一つこの点は、責める意味じやございませぬけれども、大蔵省側としても、いろいろの理屈はあるもの、どつちも理屈の立てようはあります。しかしながら、この問題の発端がそういうところになつたといふことははつきりしている。しかも現地の実情からいいますと、特別の財政措置をしてもらわなければ、交付税でやられたものではやつていけないという実情であります。この点も単なる理論や理屈でなくこれをやつて、とにかく現地のひどい災害の復興を早く軌道に乗せてもらわなければ困るわけですね。私は決しておどかさ意味じやございませぬけれども、来年の六月に植付ができないうといふようなことになりますると、これは大へんな騒動になります。しかもその結果は、地方財政なんといふものはめっちゃめっちゃになるわけですね。財政問題等においては片のつく程度の問題じやなく思ひます。非常に現地はそういう意味において今あせつて、険悪になつてきております。そういう事情も十分考慮せられて一つ早急に、今まで私どもに、与野党、政府を通じてお約束を

いただいておりますことも、自治庁の見解に私は集約されると思う。ぜひそういう線で大蔵省としても再考されて、早急にまとめて、そしてこの法案の修正にに応じていただきたいというのを申し上げておきますが、これに対して何か御見解がありますれば伺っておきたいと思ひます。

○相澤説明員 前に申し上げましたことを繰り返すようになることは省略しますが、私は、本件に関しましては、この法案の閣議決定あるいは今回の起債の特例を出す際に、おおむね元利償還金についての財源措置は交付税でやるんだという建前になっておるといふふうに承知しておりますから、先ほどのような答弁しておるわけであります。なお、御意見の点は十分検討いたしたいと思ひます。

○鈴木委員長 次会は明十九日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局